

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

追加特別減税の注意点

Q：8月分の給料で追加の特別減税を実施することになりますが、2月に実施した当初の特別減税と何か変わった点がありますか。

A：控除額が引き上げられていますので、注意して下さい。

【解説】

8月1日以後最初に支払われる給料等で、追加の特別減税を実施することになります。今回行う特別減税の基本的な仕組み等は、2月に実施した当初の特別減税と変わりませんが、今回は控除額が引き上げられ、本人2万円、控除対象配偶者及び扶養親族1人当たり1万円となっていますので、注意して下さい。

また、今回は8月1日が基準日となりますので、8月1日現在勤務していて扶養控除等申告書を提出している、いわゆる甲欄適用者が対象となります。したがって、例えば3月末に退職した人は対象になりませんが、逆に、4月に入社した新入社員は対象になるということです。

なお、控除対象配偶者の有無や扶養親族の数も、8月1日以後最初に給料等を支払うときに提出されている扶養控除等申告書の現況に応じて算定することになりますので、2月の時点では就学中だった子供が、4月から就職して扶養親族に該当しなくなった場合には、減税額の算定基礎から除かれることとなります。

